

平成21年(行コ)第269号

八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村 忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

証拠説明書(甲A17)

2011(平成23)年5月19日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一 外

甲A17	意見書	H22.8.23	田村達久	<p>1 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づく負担金の請求権者とその債務者という「対等な」当事者関係にあるとみななければならないこと。</p> <p>2 東京都水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に評価したうえで、新たな事実状態を基礎にそれに適合しうる新しい判断を絶えず行うことが不可欠であることにあること。また、その判断がなされるに当たっては、多種多様な判断要素が適切な比重をかけられたうえで総合的に比較衡量されていなければならないこと。</p> <p>行政に裁量権が認められていることに伴い、個別具体事案についてその処理を行うことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体事案の事情の適正配慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」があるから、裁判所による行政裁量の統制は、然るべく厳格、精密になされなければならないこと。</p> <p>3 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されているところ、この効率性原則は、本件で問題となっている地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行</p>	写し
------	-----	----------	------	--	----

				<p>うに当たっては、法律上、特段の配慮をすることが求められていること。</p> <p>4 ダム使用権設定申請の取下げを行うか否かの判断に係る水道局長の裁量権行使の適否の司法審査は、①判断の基礎とされた事実（状態）に関する認識が適正であるか。②①の前提として、事実（状態）に関する必要かつ十分な調査がなされているか。③①及び②を基礎とした将来予測が適正になされているか。④さらに、判断をなす上で重要な観点がすべて取り上げられているか、反対に、判断に入れるべきでない観点が入れられていないか。⑤④に指摘したすべての重要な観点（各種の利益等の考慮要素）に適正な比重が与えられた上で、比較衡量がなされているか、に着目してなされるべきであること。また、前記審査においては、行政の裁量権行使が当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されているか否かが問われ、審査されるべきであること。</p> <p>5 原判決においては、少なくとも、①水需要予測に関する点、②計画再検討義務に関する点、③保有水源量に関する点、について判断の適正性が疑問視されること。等</p>	
--	--	--	--	---	--

